

2023年9月1日

お客様各位

株式会社 J T B

米国 電子渡航認証システム（E S T A）のお取扱について

日頃は格別のお引き立てをいただき、誠にありがたく御礼申し上げます。弊社にて米国の電子渡航認証システム（E S T A）の代行登録を行う際の取扱につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

記

1. E S T Aとは

米国の法律によりビザ免除プログラムを利用して航空機または船で米国に渡航するすべての渡航者に対して、搭乗または乗船する前に電子渡航認証の取得が義務付けられます。ビザ免除プログラムは、米国国土安全保障省（D H S）により管理されており、日本など参加国の資格のある国民がビザ（査証）を取得せず90日以下の商用または観光目的の滞在のために渡米できる制度です。

2. E S T A申請代金について

2022年5月27日以降の申請につきましては、制度の変更に伴い、お一人様あたり21米ドルの登録料金実費がかかります。ご自身で申請される場合、E S T Aウェブサイトの登録料金実費の支払いはクレジットカード（V I S A・M A S T E R・A M E X・D I S C O V E R、J C B、D i n e r s C l u b※）およびデビットカード（V I S AまたはM A S T E Rマークがあるもの）がご利用いただけます。

3. J T Bグループでのお取扱について

J T Bグループでは、E S T Aの代行登録を承ります。

お一人様につき、次の渡航手続代行料金と登録料金実費を申し受けます。

【渡航手続代行料金】9,900円（税込）

【登録料金実費】21米ドル相当額（※注）

※登録料金実費分については為替の変動による追加徴収および返金はいたしません。

但し、E S T Aの取得を拒否された場合は、規定に基づき21米ドルの内17米ドル相当額（※注）を返金いたします。

※円建て額については、弊社担当者にお問い合わせください。

4. ご注意事項

- ・この電子渡航認証は米国への入国を保証するものではありません。
- ・渡航前にE S T Aによる渡航認証取得を行っていない、ビザ免除プログラム渡航者は、搭乗または乗船を拒否されます。航空会社は未取得の方の搭乗に対し罰金を科せられており、航空会社による厳密な取得確認が行われますので、ご出発の72時間前までに必ず取得をお願いします。
- ・E S T Aの取得が拒否された場合は、査証の申請が必要となります。査証の取得には、非常に時間要す場合があります。お早めに査証申請を行ってください。なお、査証取得事由によるご旅行の取消は所定の取消料がかかります。

以上